

市有地利活用公募型プロポーザル募集要項 (令和5年12月)



館林市 区画整理課 市街地推進係

〒374-0041

群馬県館林市富士原町1057-129

TEL:0276-72-4981

— 目 次 —

1 趣旨	2
2 利活用に関する基本的な考え方	2
3 事業内容	2
4 スケジュール	3
5 対象物件の情報	3
6 貸付に関する主な条件	3
7 公募について	6
8 応募者の要件	8
9 応募の制限	9
10 提出書類一覧	10
11 プレゼンテーション資料	11
12 審査基準等	11
13 契約について	14
14 特記事項	14
15 担当・連絡先	15

1 趣旨

本要項は、館林市（以下「本市」という。）が所有している土地区画整理事業施行区域内の市有地（以下「当該地」という。）において、館林市立地適正化計画における中心拠点として都市機能を誘導し、館林駅西口を中心とした利便性の高い市街地形成を図るため、柔軟かつ高い発想力と豊かな創造性をもつ民間事業者から利活用の提案を受け、それらを総合的に審査する公募型プロポーザル方式により事業実施者を選定するために必要な事項を定めたものです。

選定にあたっては、提案の内容及び計画性について総合的に判断するものとし、最も優れた企画提案を行った者に当該地を貸し付けるものとします。

2 利活用に関する基本的な考え方

- (1) 館林駅西口を中心とした利便性向上に資することができる都市機能の設置を行うこと。
都市機能とは、①行政機能、②介護福祉機能、③子育て機能、④商業機能、⑤医療機能、⑥金融機能、⑦教育・文化機能などの生活サービス機能を提供する施設のことを指します。（館林市立地適正化計画参照）
- (2) 館林駅西口という立地を生かした、集客力のある施設とすること。
- (3) 市民の求める施設を考慮すること。（別紙1参照）
- (4) 周辺住民の住環境に配慮した施設とすること。

3 事業内容

- (1) 本件は、本市又は設立予定のまちづくりマネジメント法人（以下「本市等」という。）と選定された事業者が事業用定期借地権設定契約を締結したうえで、事業者が当該地を借り受け、これを使用し、原則として、建築物等の計画、設計、建設、所有、維持管理及び運営を行うものとします。
- (2) 事業者は、前項「2 利活用に関する基本的な考え方」を基に、事業を行える者とします。一方で、本市の財源に頼らない独立採算を前提とし、長期にわたり、安定した事業運営を行うものとします。
- (3) 事業者は以下の費用等を負担するものとします。
 - ①貸付期間中の本市等への貸付料
 - ②建築物等の設計及び工事にかかる費用
 - ③運営、維持管理にかかる費用
 - ④契約保証金
 - ⑤公正証書作成にかかる費用（※事業用定期借地権設定契約締結時）
- (4) 本件は公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を決定します。プロポーザルは、応募者の基本的な考え方や、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適な事業者を選定するために実施するものです。提案はあくまでも優先交渉権者の選定を行うためのものであり、具体的設計、運營業務にあたりよりよい事業実施に向けて協

議をしていくことを前提とします。

4 スケジュール ※変更になる場合があります

No.	内容	期日
1	募集要項配布期間	令和5年12月27日～令和6年1月30日
2	応募登録期間	令和5年12月27日～令和6年1月30日
3	質問受付期間	令和5年12月27日～令和6年1月17日
4	質問回答日	令和6年1月24日（予定）
5	応募書類提出期間	令和6年1月31日～令和6年2月26日
6	プレゼンテーション資料提出締切	令和6年3月8日
7	プレゼンテーション審査	令和6年3月18日～25日（予定）
8	優先交渉権者の選定	令和6年3月下旬
9	優先交渉権者との詳細協議	優先交渉権者選定後
10	覚書締結	令和6年4月以降
11	賃貸借契約締結 （事業用定期借地権設定契約）	覚書締結後

※呼称について、応募申込時点では「応募者」、選定された応募者を「優先交渉権者」、契約締結以降は「事業者」とします。

5 対象物件の情報

別紙2物件調書をご参照ください。

6 貸付に関する主な条件

本事業は、事業者が当該地を借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づく事業用定期借地権によって、当該地にて事業者の自主事業として「2 利活用に関する基本的な考え方」に即した事業を行うものです。貸付期間満了時（契約終了時）には当該地上の事業者が建築した全ての建造物及び付属物を事業者の負担と責任の上で解体・撤去し、完全な更地として返還する必要があります。ただし、本市等が認めた場合はこの限りではありません。

(1) 最低貸付料の額

1,129,000円（年額）／493.01㎡

※上記の金額以上の額で提案してください。

※貸付料は、提案された価額により、決定します。

※貸付料の支払いは、本市等が定める方法により行うものとします。

※貸付料は、公租公課の増減その他経済事情の変動等により、本市等と事業者の協議の上、改定できるものとします。

※本市が提示する最低貸付料の額に満たない提案をされますと失格となりますので

施設等の施工にあたり、本市等と円滑な協議が可能な管理体制としてください。また、工事期間中の騒音、振動等については周辺に配慮してください。

⑫契約期間満了時について

契約期間満了時（契約終了時）には、当該地に存する事業者が建築した全ての建物及びその他土地に付属させた一切の工作物を解体・撤去して整地し、更地として返還することが必要です。ただし、本市等が認めた場合はこの限りではありません。

⑬その他

残置物の処理、貸付後の整地、給排水、電気・ガス等、その他当該地の使用に必要な手続及び届出並びにこれらに要する諸経費は、全て事業者の負担と責任において行ってください。

(5) 契約の履行

契約条項の違反又は不履行があった場合は、原則として次の措置を講じます。

①違約金の請求

②損害賠償の請求

③契約の解除

(6) 契約不適合責任

当該地貸付後に発見された不適合については、事業者負担により対応することとします。本市等は責任を負いません。

(7) 事業破綻時の措置

事業者は、当該地の貸付期間内に事業が破綻した場合、本市等の承認により別の民間事業者に事業を承継するか、事業者の負担により当該地に存する事業者が建築した全ての建物及びその他土地に付属させた一切の工作物を解体・撤去して整地し、更地として返還することが必要です。なお、事業者が撤去を行わない場合、本市等は事業者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を事業者に請求します。

(8) リスク分担

本市等や第三者に対する事業者の主なリスク分担は、次のとおりとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		市等	事業者
法令変更	事業者が行う事業に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	事業者が工事・運営等において第三者に損害を与えた場合		○
応募及び契約締結	応募に係る費用に関するもの		○
	契約締結に係る費用に関するもの		○
設計・計画・工事に伴うリスク	土地の貸付（当該地の貸付から返還まで）における、事業者の業務に対して支障となる地中障害物の除去に関するもの		○
	整地、給排水、電気・ガス等、その他当該地の使用に必要な手続及び届出並びにこ		○

	れらに要する諸経費		
資金調達	必要な資金確保		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
物価	事業者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	事業者決定後の金利変動		○
不可抗力	当該地の貸付期間中における、自然災害、その他本市等の責に帰すことができない事由によって事業者が被った被害に関する事		○
環境保全	事業者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等、当該地周辺に対する環境保全に関するもの		○
債務不履行	市等の事由による契約内容の不履行	○	
	事業者の事由による契約内容の不履行		○

7 公募について

(1) 募集要項の配布

募集要項等の関係書類について、以下のとおり配布します。また、館林市公式ホームページから閲覧、ダウンロードすることも可能です。

【期 間】令和5年12月27日（水）～令和6年1月30日（火）

【配布時間】午前8時30分～午後5時15分

【場 所】駅西区画整理事務所（区画整理課市街地推進係）

※ただし、土、日、祝日及び令和5年12月29日～令和6年1月3日は除く

(2) 応募登録

本事業に応募を希望する場合は、必ず応募登録をしてください。法人グループで提案を予定されている場合は、代表構成団体が応募登録を行ってください。応募登録は、「応募登録申込書（様式1）」に必要事項を記入の上、以下の応募登録期間内に区画整理課（kukaku@city.tatebayashi.gunma.jp）へ電子メールにより提出してください。

【応募登録期間】令和5年12月27日（水）～令和6年1月30日（火）午後5時15分まで

(3) 質問受付

応募に際し、質問等がある場合は「質問書（様式2）」に質問事項を記入の上、受付期間内に区画整理課（kukaku@city.tatebayashi.gunma.jp）へ電子メールにより送付してください。原則、電話での質問は受け付けません。なお、質問を行うことができる者は応募者に限ります。

【受付期間】令和5年12月27日（水）～令和6年1月17日（水）午後5時15分まで

(4) 質問回答

すべての質問及び回答をまとめたものを館林市ホームページに掲載します。本公募についての補足等を掲載することもありますので、質問の有無にかかわらずご確認ください。

【回答予定日】

令和6年1月24日（水）

※質問量や内容によって回答日が前後する可能性があります。

(5) 応募の辞退

応募後に参加を辞退する場合は、「応募辞退届（様式3）」に必要事項を記入の上、区画整理課（kukaku@city.tatebayashi.gunma.jp）へ電子メールにより提出してください。

(6) 応募書類の提出

応募をされる事業者は、各様式に必要事項を記入の上、次の内容に従い提出してください。※郵送可

【提出物】 後述の「10 提出書類一覧」に記載する紙資料及び電子データ

【受付期間】 令和6年1月31日（水）～令和6年2月26日（月）午後5時15分まで

※ただし、土、日、祝日は除く

【提出方法】 駅西区画整理事務所（区画整理課市街地推進係）へ持参（職員に手渡し）又は郵送（必着）

※郵便事故について、本市は責任を負いません。

(7) 応募に関する留意事項

①応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

②提出書類の著作権は全て応募者に帰属するものとしますが、原則として書類は返却しません。また、本市は、応募者に無断で本提案募集以外の目的において、提出書類を使用したり情報を漏らしたりしません。ただし、館林市情報公開条例に基づく情報公開請求により、本事業について公表する必要がある場合、その他必要と認める場合は、市は提出書類の一部又は全部を使用、公開することがあります。

③1応募者につき1つの提案とします。

④提出書類の言語は日本語とし、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。

⑤関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで提出書類を作成してください。

⑥必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提出を求める場合があります。

⑦提出した書類の変更はできません。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではありません。

⑧提出書類については、A4縦型ファイル（左2点綴じ）に綴じ込み、目次、ページ数及びインデックスを付け、分かりやすさ、見やすさに配慮してください。

⑨綴じ込みの順番は「10 提出書類一覧」に合わせてください。その他資料のある場

合は、巻末に添付してください。

⑩ A 4 縦型ファイルの背表紙には、「市有地利活用公募型プロポーザル実施計画」、応募者名及び正副の別について、縦書きで記載してください（テープラベル等でも可）。

⑪ 誓約書・応募制限関連書類は、A 4 判縦、白黒片面印刷として提出してください。

(8) 事業計画等（様式 8～17）

片面印刷、左 2 点綴じとし、頁数を付して提出してください。

(9) 電子データ

① 提出書類一式を電子データ化したものを電子媒体（CD-R、DVD-R）にて 1 部提出してください。

② 電子データは PDF 形式とし、原則として文字は画像化されたものではなく、テキスト情報を含むものとしてください。

③ 法人登記事項証明書等、テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化されたもので構いません。

④ 全ての電子データについて、提出前に、最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウイルスチェックをしてください。

8 応募者の要件

応募申込みにあたっては、次の（1）から（4）に定める各号の要件を全て満たす必要があります。要件を満たさない項目があった場合は、欠格とし、審査を行いません。

【法人の場合】

・日本国内で法人登録をしており、本店所在地が日本国内であること。

【法人のグループの場合】

・応募時に共同事業体等を結成し（以下共同事業体等を構成する法人を個別に又は総称して「構成団体」という。）、代表構成団体を定めること。

・全構成団体について、日本国内で法人登録をしており、本店所在地が日本国内であること。

(1) 応募者は、応募及び事業提案に関する一切の手続を行うものとし、本要項の内容を十分に理解し遂行する能力を有する者であること。

(2) 民間の技術力、ノウハウ、資金力を最大限発揮できる枠組を提案できる者であること。

(3) 提案に必要な資金調達を確実にを行うことができる者であること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者。

- ③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等。
- ④銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状態が不健全であると判断される者。
- ⑤本市における不動産の売払い又は貸し付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。
- ・本市から指名停止措置を受けているとき。
 - ・競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ・落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ・正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
 - ・落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。
- ⑥禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
- ⑦国税（法人税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。
- ⑧借り受けた土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。

9 応募の制限

賃貸借契約（事業用定期借地権設定契約）締結までの間において、以下の事由に該当することが判明した場合には、該当応募者は提案資格を喪失又は契約予定を解除するものとします。

- (1) 「8 応募者の要件」を失った場合
- (2) 提出書類の不備又は虚偽の記載をしたことが認められた場合
- (3) 当該貸付に対し、第三者等を利用して自己に有利な圧力をかけるために本市関係者と接触しようとする行為が認められた場合
- (4) 他応募者の提案妨害等、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合
- (5) 本事業を遂行するにあたって支障があると認められた場合
- (6) その他法令違反等、本市との信頼関係を破壊した場合

10 提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 誓約書等			
(1) 誓約書	様式4	1	15
(2) 委任状 ※単独提案の場合は不要	様式5	1	15
2 応募制限関連書類			
(1) 定款		1	15
(2) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書		1	15
(3) 役員名簿	様式6	1	15
(4) 過去2年間の法人税、本店所在地の法人都道府県民税及び法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※未納がない証明でもよい ※新設法人等決算を迎えていない法人は不要		1	15
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※新設法人等決算を迎えていない法人は不要		1	15
(6) 事業報告書・事業計画書等（直近3年間） ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい ※新設法人等決算を迎えていない法人は不要		1	15
(7) 財務状況表（直近3年間） ※新設法人等決算を迎えていない法人は不要	様式7	1	15
3 事業計画等（表紙：様式8）			
(1) 事業概要	様式9	1	15
(2) 事業の実施方針【コンセプト】	様式10	1	15
(3) 施設計画	様式11	1	15
(4) 管理運営計画	様式12	1	15
(5) 地域貢献	様式13	1	15
(6) 事業の実施体制	様式14	1	15
(7) 収支計画	様式15	1	15
(8) 環境への配慮	様式16	1	15
(9) 貸付料提案書（年額）	様式17	1	15

※個人事業者の場合は、提出できる範囲で提出すること

11 プレゼンテーション資料

応募者は、プレゼンテーション用資料の電子データを以下のとおり提出してください。
また、電子データについては、事前にウイルスチェックをしてください。

【提出資料】プレゼンテーション時発表資料(パワーポイント形式と互換性を有するもの)
を電子データ (CD-R、DVD-R、電子メール) にて1部提出

【提出期限】令和6年3月8日(金)午後5時15分まで

※ただし、土、日、祝日及び令和5年12月29日～令和6年1月3日は除く

【提出方法】区画整理課へ持参(職員に手渡し)又は郵送(期日までに必着)
又は kukaku@city.tatebayashi.gunma.jp へメール

※郵便事故について、市は責任を負いません。

12 審査基準等

提案書等の審査は、本市による事前審査を行った後、外部有識者等を含む「市有地利活用事業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)において、プレゼンテーションによる提案書等の聴取及び質疑応答を行い、内容を評価し、その評価結果を踏まえて本市が優先交渉権者を決定します。

(1) 評価基準

本要項中「2 利活用に関する基本的な考え方」にある目的や有効活用に係る基本的な考え方に沿った提案となっているか、将来にわたって継続可能な計画となっているか等について、次の①～④の基準に基づき総合的に審査・評価を行います。なお、審査・評価の内容については、「12 (7) 選定基準及び配点表」をご確認ください。

- ① 本市の考え方との整合性
- ② 提案の妥当性(地域貢献、環境保全等)
- ③ 計画の実現性、持続性
- ④ 貸付料等提案価格

(2) 事前審査

提案書等が募集要項に照らし適切なものであること等、提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査します。

本市による審査の結果、これらの条件を満たしていないと考えられる場合、事務局の意見を付して、選考委員会へ送付します。選考委員会ではこれらの条件について審査をし、満たしていると認められる申請書及び事業計画等について事前審査を通過とします。

なお、誤字・脱字、乱丁・落丁等、内容の変更を伴わず、提案書の明らかな瑕疵と事務局が認めたものについては、記載誤りとし、添付資料漏れ、記載漏れ、計算誤り、余事記載等の内容への影響が軽微なもので、事務局の修正要求に容易に応じられるものについては、瑕疵の程度に応じ、提案書の一部差替え又は正誤表による修正を認めます。ただし、事務局が定めた期限内に再提出することが条件となります。

(3) 本審査

本市が設置する選考委員会において、提案内容について応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。なお、応募申込が1社の場合でも審査を行います。

- ①実施日や場所等については、区画整理課から連絡します。
- ②実施時間は、各提案者30分（提案15分、質疑15分）以内を目安とし、出席者は説明者を含めて5人以内とします。
- ③スクリーン及びプロジェクターは本市で準備しますが、パソコンその他の必要な機器は提案者で準備してください（スクリーン及びプロジェクターの持込みも可）。
- ④プレゼンテーションについては、公開で実施する場合があります。

(4) 選考委員会の委員等への評価に関する接触の禁止等

応募者は、選考委員会の委員、本事業に従事する本市職員に対して、本事業提案について接触することは禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。また、提案内容や審査内容等に関する問合せにはお答えできません。

(5) 審査結果

審査により、総評価点1位の応募者を優先交渉権者、総評価点2位の応募者を次順位交渉権者として選定します。なお、該当者なしとする場合もあります。また、決定結果は速やかに全ての応募者に対して文書にて通知することとし、電話等による問合せには応じません。

(6) 留意事項

- ①応募者は、自身の評価結果についてのみ開示を求めることができます。
- ②審査結果に対する異議申立ては受け付けません。
- ③総評価点が1位であっても、要項に沿わない事実が判明した場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、優先交渉権者に選定しない場合があります。

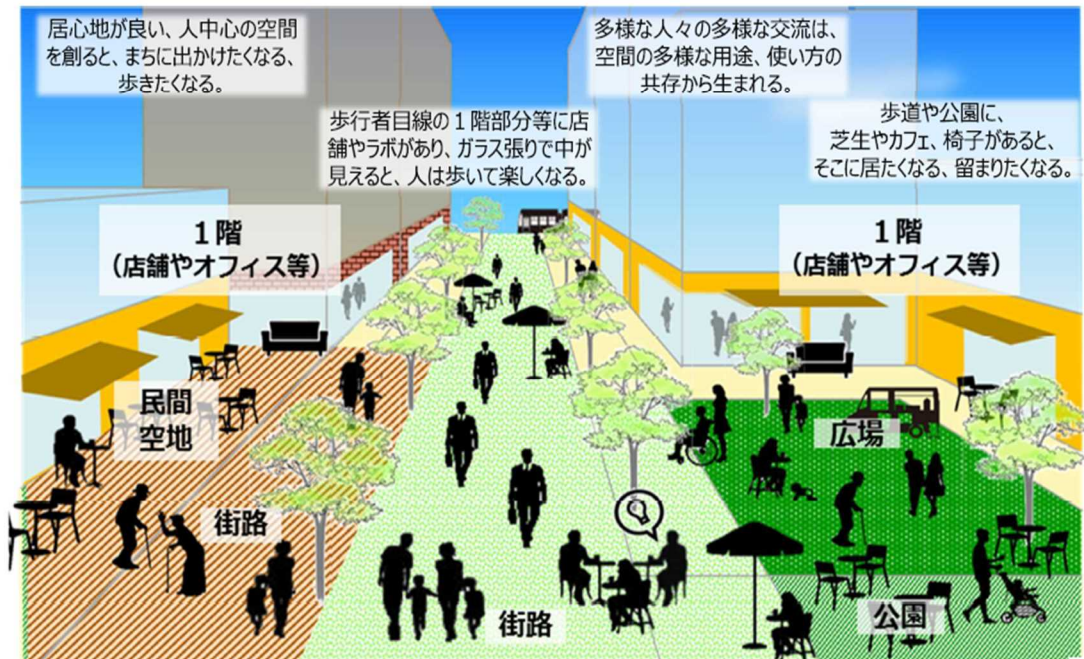
(7) 選定基準及び配点表（予定）

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針 (コンセプト)	<ul style="list-style-type: none"> ○本要項との整合性が図られているか ○館林市立地適正化計画において必要とする都市機能の提案がされているか ・市民の求める施設が提案されているか（別紙1参照） ・当該エリアのポテンシャルを生かし、地域の価値・魅力を高める提案であるか ・新たな賑わい、活力への寄与が図られた集客力のある提案となっているか 	30
施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺に配慮した景観及びデザイン、素材、色彩を用いる計画であるか ・配置計画、導線や回遊性等は的確であるか ・居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォークブル）に寄与するデザインであるか ※P14参照 ・利用者が使いやすくなるようなユニバーサルデザインの考えが取り入れられた提案であるか。 	25
管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業の実施方針」を具現化する計画であるか ・利用者及び住民の安全安心に配慮した計画であるか ・災害、事故発生時や閉場時の危機管理に対応した施設・管理体制になっているか ・キャッシュレス決済やインターネット予約等、デジタル手法を用いた利用者の利便性に配慮した運営体制となっているか 	25
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者と連携した建築計画となっているか ・地域資源を積極的に活用したサービス提供を行う提案であるか ・地域内外の交流が図れるようなイベント等の計画はあるか 	20
事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を運営していくための役割分担が適切であるか（効果的かつ効率的な運営ができるような実施体制及びサポート体制となっているか） 	15
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的な資金計画及び収支計画等となっているか 	15
環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時に発生する音、振動、臭い等に対する対策ができているか ・その他環境負荷軽減対策が図られているか 	10
提案貸付料	<ul style="list-style-type: none"> ・最低貸付価格以上であること。 	10
合計		150

※居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォーカブル）とは

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ

Walkable 歩きたくなる **Eye level** まちに開かれた1階 **Diversity** 多様な人の多様な用途、使い方 **Open** 開かれた空間が心地よい



出典：第33回全国駐車場政策担当者会議資料「ウォーカブルなまちづくり」
(国土交通省：令和2年1月)

13 契約について

(1) 覚書の締結

優先交渉権者決定後、本市等と優先交渉権者の間で、速やかに事業実施に向け、必要となる事項を定めた覚書を締結します。

(2) 事業用定期借地権設定契約の締結

覚書の締結後、事業者は速やかに本市等と当該地についての借地借家法（平成3年法律第90号）第23条に基づく事業用定期借地権設定による土地の賃貸借契約を公正証書により締結していただきます。公正証書の作成は本市等及び事業者立会の上、太田公正役場において行います。なお、公正証書の作成費用及び契約書に貼付する収入印紙の費用は、事業者の負担となります。

14 特記事項

(1) 現地説明会は行いません。対象物件の状況確認等については、応募者の責任において行ってください。

(2) 関係法令及び条例等の適用については、応募者自らの責任において確認し、事業実施にあたり関係法令等に抵触しない実現可能な計画としてください。

- (3) 当該地は、現状有姿での土地貸付となります。契約締結後に事業者自らの責任及び負担で整備してください。
- (4) 契約締結後であっても、計画や施工に関する本市等との協議・調整に応じるとともに、当該地への重機、資材、廃棄物等の搬入・搬出等に当たっては、事業者の責任において、周辺住民等への積極的な情報提供に努め、周辺住民の意見には誠意をもって対応してください。
- (5) 作業期間中は、当該地の周辺住民や周辺施設利用者の安全の確保及びプライバシーの確保に十分配慮してください。
- (6) 提出した事業計画の内容を遵守し、契約期間中は、事業計画の内容と別の用途に供すること、当該地の全部又は一部を転貸借すること、当該地上に事業者が建築した建築物等を転売することは認めません。
- (7) 事業者が以下のいずれかに該当するときは、本市等から催告なしに賃貸借契約を解除する場合があります。この場合において、事業者又は第三者に損害が生じても本市等はその責めを負わないものとします。
 - ① 当該地の貸付前に解散したとき。
 - ② 土地貸付料を納期限までに納入しないとき。
 - ③ 当該地の貸付前に、契約の締結に関して本市に提出した書類に虚偽の記載があったことその他不正の手段により土地を契約したことが判明したとき。
 - ④ ①・②及び③のほか当該地の貸付前に契約に違反したとき。

15 担当・連絡先

〒374-0041 館林市富士原町1057-129

館林市都市建設部区画整理課市街地推進係

電話：0276-72-4981

FAX：0276-76-7336

E-Mail：kukaku@city.tatebayashi.gunma.jp